

益田市週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事編）

（趣旨）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本の整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっている。その対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場における労働環境の改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るため、「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定める。

（定義）

第2条 港湾・漁港漁場工事における「週休2日」とは、対象期間において、「4週8休以上」の工事のことをいう。なお、期間内に祝日、夏季休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

2 「現場閉所」とは、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は「現場閉所」として扱う。また、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日についても「現場閉所」とする。なお、現場事務所又は会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。

3 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。

4 「発注者指定型」とは、発注者が、週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。

5 「受注者希望型」とは、受注者が、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式であり、週休2日の確保に取り組む場合には、工事着手前に発注者と協議しなければならない。

（対象工事）

第3条 益田市が所管する港湾・漁港漁場を対象に週休2日工事（発注者指定型）で発注することを原則とする。

なお、港湾工事・漁港漁場関連工事以外については、「益田市週休2日工事試行要領」を適用するものとする。

2 （発注者指定型）

以下のいずれかに該当する工事以外は発注者指定型の対象とする。

（1）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例 1) 災害復旧工事

例 2) その他緊急的、時間的制約があるもの

例 3) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事のうち標準的な工期が確保できない工事

(2) 維持管理業務等の工期があらかじめ決められている工事

(3) 発注者が対象期間内での現場施工期間を 7 日未満で想定している工事

3 (受注者希望型)

第 4 項に定める工事（災害復旧工事）を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とするが、(1) の工事及び(3)においては、現場施工期間が 7 日以上必要なことが判明した工事は、契約時には対象外工事であっても、受発注者間の協議により週休 2 日対象工事とすることが妥当と判断された場合は、その対象とすることができる。

なお、この協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。

(1) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例 1) 緊急的、時間的制約があるもの

例 2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事のうち標準的な工期が確保できない工事

(2) 維持管理業務等の工期があらかじめ決められている工事

(3) 発注者が対象期間内での現場施工期間を 7 日未満で想定している工事

4 災害復旧工事の扱い

(1) 災害復旧工事については受注者希望型の対象とする。

(2) 対象外工事で起案した災害復旧工事は、契約後の受発注者協議により週休 2 日対象工事とすることが妥当と判断された場合は、受注者希望型の対象とすることができる。なお、受発注者協議は対象期間中に行うこと。

(実施方法)

第 4 条 発注者は、設計図書に「益田市週休 2 日工事特記仕様書」を添付し、入札公告文の表紙に「週休 2 日工事（発注者指定型）」または「週休 2 日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。

2 「週休 2 日工事」の発注方式は、発注時点で「週休 2 日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、災害復旧工事は契約後、受注者の希望により「週休 2 日工事」を実施する「受注者希望型」とする。

3 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休 2 日工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。

4 受注者は、発注者指定型においては、工期に関する特記仕様書に定める週休 2 日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、速やかに「休日取得計画表（益田市版）」等により取得計画を監督職員へ提出するものとする。

5 その他実施に当たっては、「益田市週休 2 日工事特記仕様書」により行うものと

する。

(工事成績評定)

第5条 発注者は、対象期間において週休2日相当（4週8休以上）を確保できた場合は、総括監督員、監督員及び主任監督員において工事成績評定の「Ⅱ．工程管理その他」にて評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合において、減点を行わないものとする。

(工事費の積算)

第6条 「発注者指定型」においては、発注時点で4週8休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

「受注者希望型」においては、対象期間中のすべての単位期間で4週8休以上が確保できた場合は、以下の補正を行い、設計変更するものとする。なお、工事製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査等は労務費補正の対象としない。

「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

(1) 労務単価

積算において使用している職種の労務単価に補正率1.04を乗じるものとする。（小数点以下切捨）

(2) 機械経費

積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正率1.02を乗じるものとする。（小数点以下切捨）

(3) 共通仮設費

積算において使用している共通仮設費率に補正率1.02を乗じるものとする。（小数3位四捨五入）

(4) 現場管理費

積算において使用している現場管理費率に補正率1.03を乗じるものとする。（小数3位四捨五入）

(5) 市場単価

資料1に示す補正係数を乗じるものとする。なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、土木工事標準単価においては、資料2に示す現場閉所月単位の補正係数を乗じるものとする。（小数点以下切捨）

(6) 施工パッケージ

標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。

(履行証明書)

第7条 発注者は、第4条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、4週8休以上の現場閉所が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

（提出書類の虚偽）

第8条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中または工事完了後に判明した場合には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

（工事看板）

第9条 週休2日工事の受注者は、週休2日工事であることを、工事看板に明記すること（別紙2参照）

附則

（施行期日）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

（適用）

この要領は、施行日以降に起案を行う工事から適用する。

「休日確保型」試行工事における市場単価工種の補正

資料1

“港湾工事市場単価を適用する工事の補正について”

○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出

補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数

	市場単価 補正係数
1 底面工	1.03
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
3 支保工	1.04
4 足場工	1.02
5 鉄筋工	1.04
6 吊鉄筋工	1.04
7 型枠工	1.03
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04
9 止水板工	1.04
10 上蓋工	1.04
11 伸縮目地工	1.02
12 係船柱取付	1.04
13 防舷材取付	1.04
14 車止・縁金物取付	1.04
15 係船柱撤去	1.04
16 防舷材撤去	1.04

	市場単価 補正係数
17 車止撤去	1.04
18 電気防食取付	1.04
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.03
23 ペトラタム被覆	1.04
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
26 かき落とし工	1.04
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
28 汚濁防止枠設置・撤去	1.02
29 灯浮標設置・撤去	1.03
30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
31 異形ブロック製作 型枠工	1.04
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
異形ブロック製作 給熱養生	1.03

週休2日制工事における市場単価方式の補正

資料2

- 市場単価方式による積算について、R3年度より週休2日の現場閉所の実施状況に応じた補正係数を設定
- R6.4.1以降に入札公告等を行う工事より、月単位の週休2日を踏まえた補正係数を設定
- また、新たに交替制適用工事においても週休2日補正を設定

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

週休2日制工事における土木工事標準単価の補正

資料2

- ① 土木工事標準単価による積算について、R6.4.1以降に入札書提出期限が設定されている工事より、週休2日の補正係数による積算方法へ見直し（R6.3.31までに入札書提出期限が設定されている工事は、従来通り、週休2日を考慮した単価を使用）
- ② ①の対象工事のうち、R6.4.1以降に入札公告等を行う工事より、月単位の週休2日を踏まえた補正係数を設定【表1】
- ③ ①の対象工事のうち、R6.3.31までに入札公告等を行う工事は、R5年度の週休2日補正係数を適用【表2】

【表1】土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用）

名称	区分	補正係数				名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制				現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位			通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04	防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04	紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03		高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03	塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04	バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
銅製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04	仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02	機械式掘手工		1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02	抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03	FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03	支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	耐圧ポリエチレンパイプ（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03						
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04						
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03						

(様式2)

週休2日工事履行証明書

令和 年 月 日

(発注機関の長) 様

(受注者名)

貴県発注の下記工事について、週休2日工事の実績を証明願います。

工 事 名 :
工 事 箇 所 :
工 期 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
竣 工 検 査 日 : 令和 年 月 日
受 注 者 名 :

週休2日の実績内容 : ○週○休以上(現場閉所率○%以上)

※○に下記を参考に該当の数字を記載する。

①4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)

②4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25.0%以上)

③4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%以上)

④4週8休以上(交替制28.5%以上)

⑤4週7休以上4週8休未満(交替制25.0%以上)

⑥4週6休以上4週7休未満(交替制21.4%以上)

下線部分は該当内容を記載後、行を削除すること。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(証明者)

(証明する機関の長) 印

ご迷惑をおかけします

週休 2 日工事

道路の〇〇〇を
行っています。

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 8:00~17:00

道路新設工事

発注者	益田市〇〇部〇〇課
	電話 〇〇-〇〇〇〇
施工者	〇〇〇建設株式会社
	現場代理人 〇〇 〇〇
	電話 〇〇-〇〇〇〇
	緊急時 〇〇-〇〇〇〇